

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 4 月 16 日

株式会社セラク

2024年4月16日

簡易株式交換にかかる事前開示事項

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラク
代表取締役 宮崎 龍己

当社は、2024年4月16日付でAND Think 株式会社（以下、「AND Think」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年5月7日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、AND Think を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、会社法第796条第2項の定める簡易株式交換となります。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号イ）
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号ロ）
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）
該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）
本株式交換は、会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

株式交換契約書

株式会社セラク（以下、「甲」という。）及びAND Think株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として、会社法第2条第31号の定める株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うものとし、同法第767条の定める株式交換契約として本契約を締結する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社セラク

住所：東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：AND Think株式会社

住所：愛知県名古屋市中区千代田四丁目23番2号

第3条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年5月7日とする。ただし、株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲乙間の協議により、これを変更することができるものとする。

第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計数に308.65を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。ただし、甲が、本契約によることなく効力発生日当日に取得したもの（2024年4月16日付「株式譲渡契約書」に基づき甲が安藤悌浩より取得した乙の普通株式をいう。）及び効力発生日前から保有しているものについては、乙の発行済株式の総数から除くものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式308.65株を割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第6条（株主総会における承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求めるものとし、承認決議後速やかに、承認を得た旨を甲に通知するものとする。

第7条（自己株式の消却）

乙は、保有する全ての自己株式を効力発生日において消却するものとする。

第8条（善管注意義務）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行並びに資産及び負債の管理をするものとする。

第9条（重大行為の禁止）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、次の各号に掲げる行為その他自らの資産、財務内容及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合、予め甲の同意を得るものとする。

- 1) 1件当たりの金額が10万円以上の重要な資産の譲渡、処分、賃貸借
- 2) 新たな借入の実行その他の負債負担行為及び保証、担保設定行為
- 3) 新たな設備投資及び非経常的仕入行為
- 4) 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- 5) 1ヶ月に3人以上の従業員の新規採用又は解雇
- 6) 乙株式の譲渡承認（ただし、乙株主の甲に対する乙株式譲渡の承認を除く。）
- 7) 増資及び減資
- 8) 株式、新株予約権及び社債の発行
- 9) 合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付
- 10) 自己株式の取得
- 11) 剰余金の配当
- 12) 前各号の他、乙の通常の業務に属さない行為

第10条（補償）

甲及び乙は、本契約に違反し又は故意若しくは重過失により、相手方に損害、損失、費用等（以下、「損害等」という。）が生じた場合、相手方に対し、当該損害等を賠償、補填又は補償する責任を負うものとする。

第11条（本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間、相手方が次の各号に掲げるいずれかの事由

に該当した場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 本契約上の権利の行使又は義務の履行について背信行為又は重大な過失があった場合
- 2) 支払いの停止があった場合、仮差押、差押若しくは競売の申立てを受けた場合、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合
- 3) 手形が不渡りとなり又は電子交換所からの取引停止処分を受けた場合
- 4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

第12条（本株式交換の中止）

甲及び乙は、効力発生日以前において、次の各号に掲げる事由が生じた場合、本株式交換を中止するものとする。

- 1) 会社法第796条第3項の定めにより、本契約について甲の株主総会の承認が必要となったとき
- 2) 第11条（本契約の解除）及び第15条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- 3) 安藤 悌浩及び甲が2024年4月16日付で締結した「株式譲渡契約書」に基づく株式譲渡が実行されなかったとき

第13条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に掲げる場合、その効力を失う。

- 1) 乙の株主総会において、効力発生日の前日までに本契約を承認する決議を得ることができなかったとき
- 2) 第11条（本契約の解除）及び第15条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- 3) 第12条（本株式交換の中止）により、本株式交換が中止となったとき

第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の交渉過程に関する情報、本契約締結の事実及び本契約の内容その他の本契約及び本株式交換に関する一切の情報（以下、「本契約情報」という。）について、相手方の書面による事前の承諾なしに、本株式交換成立以外の目的のために使用せず、第三者に開示しないものとする。ただし、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びコンサルタントその他の専門家に対し、秘密保持義務を課した上で、本株式交換成立のため合理的に必要な範囲で開示する場合はこの限りでない。
2. 前項に関わらず、甲及び乙は、法令又は裁判所、金融商品取引所その他の甲及び乙に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等（以下、これらを総称して「法令等」という。）により本契約情報を開示する義務を負う場合、当該法令等の定める限度において、当該本契約情報を開示することができるものとする。ただし、本項に基づく開示をする場合、相手方に対し、事前に（法令等の定めにより事前に通知することが困難である場合には事後

速やかに) 開示先、開示する情報及び開示の根拠となる法令等を通知するものとする。

3. 前2項にかかわらず、甲及び乙は、両者の協議により本株式交換に関する公表を行うものとし、両者の事前の合意がない限り、その名目を問わず、本株式交換を公表してはならないものとする。

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら並びに役員及び従業員について、次の各号に掲げる事項を表明し、かつ将来にわたっても確約する。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと、また、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係を有していないこと
 - 3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - 4) 反社会的勢力に自らの名義を利用して本契約を締結するものではないこと
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないことを表明し、かつ将来にわたっても当該行為をしないことを確約する。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、相手方が前2項のいずれかに違反した場合、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
4. 前項により本契約が解除された場合、解除された者は解除した者に対し、その損害を賠償する責任を負い、解除した者は解除された者に対し、その損害を賠償する責任を負わない。

第16条 (完全合意)

本契約は、本株式交換に関する甲及び乙の最終的かつ完全な合意を構成するものであり、本株式交換に関する本契約締結日までの両者による一切の契約、合意、約定その他の約束(書面によると口頭によると問わない。)は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の締結をもって失効する。

第17条 (準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本法とする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲及び乙で協議をし、円満な解決を図る努力をするものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2024年4月16日

甲：東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
西新宿プライムスクエア 6F
株式会社セラク
代表取締役 宮崎 龍己

乙：愛知県名古屋市中区千代田四丁目23番2号
第五富士ビル 3F
AND Think株式会社
代表取締役 安藤 悌浩

株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる株式交換完全親会社の株式の数又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当内容

会社名	株式会社セラク (株式交換完全親会社)	AND Think 株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	308.65
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：24,692株	

注1) 株式の割当比率

AND Think の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 308.65 株を割当て交付いたします。また、本株式交換により交付する当社の普通株式は、当社が保有する自己株式 24,692 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である IKC 合同会社（以下「IKC」といいます。）に当社及び AND Think の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は、株式交換比率については、下記 (2) ②「算定の概要」に記載の IKC が算定した株式交換比率レンジの範囲内であることから、本株式交換比率は妥当な水準であり、また、IKC による AND Think の株式価値の算定結果を参考に、AND Think の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び AND Think から独立した第三者算定機関である IKC に依頼をし、2024 年 4 月 3 日付で、当社及び AND Think の株式価値に関する算定書を取得しました。

なお、IKC は当社及び AND Think の関連当事者には該当せず、当社及び AND Think との間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

IKC は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2024 年 3 月 31 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か

月、3 か月、6 か月の各期間の株価終値の平均値) を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価は以下のとおりです。

採用手法	算定結果
市場株価法	1,215 円

AND Think の株式価値については、非上場会社であるため、市場株価が存在しないため市場株価法は採用できないものの、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を、加えて同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比準法による株式価値の推測が可能であることから類似会社比準法を採用して算定を行いました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

IKC が上記各手法により算定した、AND Think 普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定方式	算定結果
DCF法	412,607 円
類似会社比準法	310,458 円 ~ 342,404 円

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
DCF法	339.50 : 1
類似会社比較法	255.45 ~ 281.74 : 1

(別紙3)

第 4 期

決 算 報 告 書

令和4年10月1日から
令和5年9月30日まで

AND Think株式会社

貸借対照表

代表者 安藤 健浩

令和 5年 9月30日現在

(単位:円)

科 目	前 期 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
(資 産 の 部)				
I 流 動 資 産	(121,181,074)	(95.5)	(91,087,869)	(87.9)
現金及び預金	85,397,829	67.3	46,830,670	45.2
売掛金	34,997,248	27.6	33,360,050	32.2
棚卸資産	230,000	0.2	240,000	0.2
前払費用	763,997	0.6	1,069,052	1.0
未収消費税等	0	0.0	9,786,097	9.4
貸倒引当金	△ 208,000	0.2	△ 198,000	0.2
II 固 定 資 産	(5,676,303)	(4.5)	(12,514,167)	(12.1)
有形固定資産	(507,798)	(0.4)	(4,876,912)	(4.7)
建物	365,907	0.3	4,477,059	4.3
工具、器具及び備品	141,891	0.1	399,853	0.4
無形固定資産	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
投資その他の資産	(5,168,505)	(4.1)	(7,637,255)	(7.4)
保証金	95,875	0.1	49,855	0.0
敷金	2,672,630	2.1	5,137,400	5.0
保険積立金	2,400,000	1.9	2,450,000	2.4
III 繰 延 資 産	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
資産の部合計	126,857,377	100.0	103,602,036	100.0

(単位:円)

科 目	前 期 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
(負 債 の 部)				
I 流 動 負 債	(49,190,602)	(38.8)	(26,215,310)	(25.3)
買掛金	4,235,000	3.3	3,850,000	3.7
1年以内返済長期借入金	3,000,000	2.4	3,000,000	2.9
未払金	13,379,250	10.5	8,372,707	8.1
未払費用	1,425,188	1.1	5,348,398	5.2
未払法人税等	19,100,100	15.1	91,300	0.1
未払消費税等	7,668,100	6.0	5,187,400	5.0
預り金	382,964	0.3	365,535	0.4
II 固 定 負 債	(9,000,000)	(7.1)	(6,250,000)	(6.0)
長期借入金	9,000,000	7.1	6,250,000	6.0
負 債 の 部 合 計	58,190,602	45.9	32,465,310	31.3
(純 資 産 の 部)				
I 株 主 資 本	(68,666,775)	(54.1)	(71,136,696)	(68.7)
1.資本金	20,000,000	15.8	20,000,000	19.3
2.資本剰余金	0	0.0	0	0.0
3.利益剰余金	48,666,775	38.4	51,136,696	49.4
(1)その他利益剰余金	48,666,775	38.4	51,136,696	49.4
繰越利益剰余金	48,666,775	38.4	51,136,696	49.4
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0	0.0	0	0.0
III 新 株 予 約 権	0	0.0	0	0.0
純 資 産 の 部 合 計	68,666,775	54.1	71,136,696	68.7
負債・純資産の部合計	126,857,377	100.0	103,602,036	100.0

(単位:円)

科 目	前 期 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
I 売上高	(239,313,052) 239,313,052	(100.0) 100.0	(195,721,256) 195,721,256	(100.0) 100.0
II 売上原価	(31,930,880) 0 31,930,880	(13.3) 0.0 13.3	(24,138,725) 0 24,138,725	(12.3) 0.0 12.3
III 販売費及び一般管理費	(151,187,463) 151,187,463	(63.2) 63.2	(168,742,759) 168,742,759	(86.2) 86.2
IV 営業外収益	(6,900,940) 342 0 6,900,598	(2.9) 0.0 0.0 2.9	(10,775) 639 10,000 136	(0.0) 0.0 0.0 0.0
V 営業外費用	(232,676) 186,656 46,020	(0.1) 0.1 0.0	(198,126) 152,106 46,020	(0.1) 0.1 0.0
経常利益	62,862,973	26.3	2,652,421	1.4
VI 特別利益	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
VII 特別損失	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
税引前当期純利益	62,862,973	26.3	2,652,421	1.4
法人税、住民税及び事業税	19,755,052	8.3	182,500	0.1
当期純利益	43,107,921	18.0	2,469,921	1.3

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 4年10月 1日から
令和 5年 9月30日まで

(単位：円)

科 目	前 期 額	売上高比率	決 算 額	売上高比率
旅費	385,634	0.2	427,076	0.2
広告	1,205,512	0.5	1,926,624	1.0
会費	67,757	0.0	48,805	0.0
図書	0	0.0	63,840	0.0
役員報酬	12,567,000	5.3	13,210,000	6.7
従業員給与	70,161,967	29.3	79,503,096	40.6
従業員福利	30,315,300	12.7	28,375,267	14.5
法定福利	17,273,196	7.2	19,488,383	10.0
厚生交債	2,213,927	0.9	4,584,080	2.3
通減	3,477,270	1.5	3,838,385	2.0
減価償却	197,812	0.1	235,613	0.1
土地	1,759,600	0.7	1,986,920	1.0
建物	4,862,254	2.0	6,633,086	3.4
修繕費	0	0.0	1,856,400	0.9
水道	1,477,378	0.6	3,048,904	1.6
租税	531,371	0.2	749,365	0.4
寄附金	69,250	0.0	83,012	0.0
保険	0	0.0	20,000	0.0
備品	6,459	0.0	16,528	0.0
消耗品	3,474,610	1.5	1,435,448	0.7
管理費	543,000	0.2	687,000	0.4
諸会費	291,055	0.1	235,455	0.1
支払手数料	166,521	0.1	167,734	0.1
貸倒	58,000	0.0	0	0.0
償却	82,590	0.0	121,738	0.1
雑費				
合 計	151,187,463	63.2	168,742,759	86.2

棚卸資産の計算内訳

令和 5年 9月30日現在

(単位：円)

科 目	前 期 額	売上高比率	決 算 額	売上高比率
貯蔵品	230,000	0.1	240,000	0.1
合 計	230,000	0.1	240,000	0.1

株主資本等変動計算書

令和 4年10月 1日から

令和 5年 9月30日まで

	前 期 額 (円)	決 算 額 (円)
I 株 主 資 本		
1. 資 本 金		
当期首残高	20,000,000	20,000,000
当期変動額	0	0
当期末残高	<u>20,000,000</u>	<u>20,000,000</u>
2. 利 益 剰 余 金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,558,854	48,666,775
当期変動額		
当期純利益	<u>43,107,921</u>	<u>2,469,921</u>
当期末残高	<u>48,666,775</u>	<u>51,136,696</u>
その他利益剰余金合計		
当期首残高	5,558,854	48,666,775
当期変動額		
当期純利益	<u>43,107,921</u>	<u>2,469,921</u>
当期末残高	<u>48,666,775</u>	<u>51,136,696</u>
株主資本合計		
当期首残高	25,558,854	68,666,775
当期変動額		
当期純利益	<u>43,107,921</u>	<u>2,469,921</u>
当期末残高	<u>68,666,775</u>	<u>71,136,696</u>
II 評価・換算差額等		
当期首残高	0	0
当期変動額	0	0
当期末残高	<u>0</u>	<u>0</u>
III 新株予約権		
当期首残高	0	0
当期変動額	0	0
当期末残高	<u>0</u>	<u>0</u>
純資産の部合計		
当期首残高	25,558,854	68,666,775
当期変動額		
当期純利益	<u>43,107,921</u>	<u>2,469,921</u>
当期末残高	<u>68,666,775</u>	<u>71,136,696</u>

△

個別注記表

令和 4年10月 1日から
令和 5年 9月 30日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

(2)長期前払費用

法人税法の規定に基づく期間均等償却を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 314,115円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 400株

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、177,841.74円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、6,174.80円であります。

以上